

ゲルハルト・ダイムリンク編『チェーザレ・ベッカ
リーア／ヨーロッパにおける近代刑事司法の始祖』
(一九八九年)(二)

九州ベッカリーア研究会

西山, 雅明
西南学院大学

森尾, 亮
九州大学大学院

<https://doi.org/10.15017/1945>

出版情報：法政研究. 58 (3), pp.175-190, 1992-03-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ゲルハルト・ダイムリンク編『チェーザレ・ベツカリーア／＼
ヨーロッパにおける近代刑事司法の始祖』（一九八九年）（二）

九州ベツカリーア研究会

ゲルハルト・ダイムリンク

「チェーザレ・ベツカリーア、著作と影響」

「犯罪と刑罰」という標題のついた百六頁の小冊子が、一七六四年七月に出版された。検閲と処罰を避けるために、著者名も発行地の表示もなかったが、たちまち全ヨーロッパに強烈な影響を与えることとなった。

この本は、時として意図を隠す叙述もあるが、簡にして要を得た表現で、ルソーとはまた別の社会契約説を基礎にしたうえで、検察当局の恣意を禁じるべきこと、裁判官は法律に厳格に拘束されるべきこと、裁判手続を公開するべきこと、刑罰が応報であるとしても刑事政策的には有用性についての検討を要す

ること、刑事手続上で拷問は廃止されなければならないこと、死刑を終身懲役刑に改めるべきこと、および、啓蒙と寛容と教育とによって犯罪を予防する刑事政策が必要であることを説いている。この本の結びは、「刑罰が一市民に対する暴力行為になりさがらない為には、それが完全に公開され、迅速で、必要であり、当該状況下で最小限のもので、犯罪に比例したものであり、かつ、法律に規定されていなければならない」というものである。

プロイセン王、フリードリッヒ二世は、ベツカリーアの「犯

罪と刑罰」の中に、すでに王自身が推進中の司法改革に理論的支柱を得た。王は即位後間もない一七四〇年七月三日に反逆罪など例外は留保して拷問を禁止した。プロイセンでの拷問の全面的廃止は一七五四年のことであった。しかし死刑は依然として維持されていた。ロシア女帝、カザリン二世の一七六七年の刑法改革案の中には、ベッカリアの影響が見受けられる。しかし、オーストリア女帝、マリア・テレジアが一七六八年十二月三十一日に制定した刑法典は、全く対照的に、一五三二年のカロリーナ刑法典に固執したままである。

デイドロ、ダランベール、ヴォルテール等フランスの啓蒙思想家は、ひとしくベッカリアを称讃した。イギリスではブラクストンとベンサムが、アメリカではジェファソンがベッカリアを支持している。ドイツではホンメルとゾンネンフェルスが賛成し、モーゼス・メンデルスゾーンとイマヌエル・カントが反対している。

「犯罪と刑罰」の国際舞台進出の道はスイスに始まった。ベルンの愛国協会は、また市民協会とも称していたが、道徳的・教育的改革を顕彰することでヨーロッパにおいて定評を得ており、この協会がベッカリアの小冊子に早くも眼をつけて一七六五年一〇月にドイツとフランス両国の文芸誌上で、「犯罪と刑罰」の著者が名を明らかにして「良き市民」を表彰する二〇ドゥカーテン相当の賞牌を受けとるように広告した。同年十一月二〇日にベッカリアはミラノから手紙を出して名のり出て、

ベルンの協会に謝意を表した。彼は当時二七歳であった。

理性的な法に根拠をおく恣意的でない検察・裁判・行刑、犯罪予防の刑事政策、その構想の本案として、一八世紀一九世紀を通して、敵も味方もひとしく名指しするベッカリアの人物像とは何か。

ドイツ語の文献に限って言うならば、カルル・エッセルボンとウィルヘルム・アルフが各自その訳本中で論じた以外に、ベッカリアの広汎な手紙類を視野に収めて検討した伝記は未だ現われていない。同じくドイツ語の文献で、「犯罪と刑罰」の初版以来のテキストの変遷を正確に校合して明示するものもない。

チェーザレ・ベッカリアは、今を去る二百年前、一七三八年三月一五日に、ミラノに生れた。その父親は、一六九七年生れの貴族、ジョヴァンニ・サヴェリオ・ベッカリアである。チェーザレには、弟が二人と妹が一人いた。彼は、九歳でパルマのイエズス会系の学校に入り、一七歳のときからパヴィアの大学で法律を学んで、一七五八年九月に法学博士となった。その後ミラノへ帰り、父の館に住んで、当時の哲学、特にモンテスキュー、ヒューム、ダランベール、デイドロ、エルヴェチウス、ヴォルテールの著作にしたしんだ。このミラノで、彼は、貴族ピエトゥロ・ヴェルリとアレックスサンドロ・ヴェルリの兄弟、数理学者パオロ・フリーシ、経済学者リナルド・カルリと親交を結んだ。

ピエトウロ・ヴェルリは、ごく少数数の同志を選んで文芸結社を創設し、これに「拳骨アカデミー」と命名した。そこでの議論は拳骨こそ振り上げないものの峻烈をきわめた。この人びとは、当時の政治や社会に対して、革命を意図したのではなく、ただ人間の啓蒙・教育の改善・人権の擁護を通じて改良を希望していたのであった。ヴェルリの結社での議論は、学問芸術・言語文芸・財政立法の多方面にわたった。ここでのベッカリアの最初の成果は、一七六二年に匿名でルカにおいて出版した「ミラノ貨幣」についての論文である。経済的に恵まれた啓蒙貴族と大ブルジョワ達の青年サークルが、一七六四年から翌年にかけて、雑誌「イル・カフェ」を発刊した。多くの筆者が一・二篇の論説を掲載しているが、ベッカリアは、そこに総計六篇、カルタ競技論・密輸論・文体論・新聞論・想像力論・嗅覚論を書いている。

チェーザレが身分違いのテレサ・ブラスコとの結婚を望んだことから、この時期にチェーザレと父親との間に重大な対立が生じた。これが鋭く「犯罪と刑罰」の中の「家族の精神に就て」の議論に反影していることは周知のとおりである。チェーザレは、ロンバルディアのオーストリア総督フィルミアン伯に父との間のとりなしを願い出て、父の館に住みながらテレサとの生活費の調達をはかった模様である。

この時期ベッカリアは、フランシス・ベーコンの著作を読んで、時代を支配する遍見の打破を教えられた。彼はベーコン

の著作から「犯罪と刑罰」の扉頁をかざるラテン語の標語文を選んでい

一七六三年にヴェルリの結社で、ヴォルテールの「寛容論」が議論された。ヴォルテールは、一七六二年フランスのツールーズで起きた新教徒商人ジャン・カラスに対する誤判・処刑を司法殺人として告発していた。ジャン・カラスは、旧教に好意的な息子を殺害した疑いで拷問にかけられながらも終始無実を主張し通したが、死刑を宣告されて、車刑にかけられ遺骸を焼きすてられた。

こうしたことに触発されてベッカリアは刑罰権・刑罰の目的・刑罰と犯罪の関係を検討することとなった。彼は、一七六三年から「犯罪と刑罰」の下書きを始めて、翌年の四月に原稿を書きあげた。これをさらに仕上げるについてはピエトウロ・ヴェルリが関与している。この初版本は、同年七月に、著者名も発行地の表示も無のままに出版された。この段階では、「論説」らしい章だてを持たず、この冊子は、立法と司法・犯罪と刑罰・拷問や死刑の適法性と合目的性・啓蒙と寛容・教育による犯罪の予防といった問題について、何か警句じみた文章を並べたてたという印象さえ与えかねないのだった。ところが、この全く偶然ともいえる題材の羅列こそは、カフェハウスの環境の中で延々と幾週間も議論を展開する仕方に相応しいものであった。この冊子の成立過程を検討してみると、どの考えやどの表現がベッカリア固有のものか、そこに周囲の人びとと

の議論がどう反影したのか、また、ピエトウロ・ヴェルリが原稿の最終的整理にどう関与したのか、研究の現段階においては、これという定説がない。アンドレ・モルレは、この冊子をフランス語に翻訳するに際し、本文の構成を大きく変えたうえで、章に分け章題を付けた。

ベッカリーアは、一七六六年の秋に気はすすまなかつたのだが、パリの知人達の要請に応じて、アレクサンドロ・ヴェルリの案内でパリに旅行した。そこで、彼はアンドレ・モルレ、ドルバック、ダランベール、ディドロ等に会えた。このパリ旅行は、ベッカリーアの非社会的性格のため、満足のゆくものではなく、以後ベッカリーアはヴェルリ兄弟とも距離をおくこととなった。

ミラノに帰ると、カザリン二世の招待がきていたが、これは家族のことを考えて謝絶した。一七六八年の末に、フィルミアン伯とカウニッツ＝リートベルク侯の推挙を得て、マリア・テレジア女帝からミラノの宮廷学院の官房学（財政学）講座の担当者に任じられた。この地位は、ベッカリーアの為に特設されたものであった。これによって彼はオーストリア帝国に仕える身分を得て、経済的に父から独立した。二年後に彼は帝国領ロンバルディアの「ミラノ経済審議会」にも加わっている。

ベッカリーアは、晩年の数年を刑法の問題に携わった。オーストリア皇帝レオポルト二世が一七九一年にロンバルディア新刑法典委員会を作りベッカリーアを七人の委員中の一人として

任命した。また刑法の特別問題として死刑の存廃が審議されたときに、ベッカリーアは大逆罪以外での死刑廃止を主張した。

フランスの旧体制が崩壊した後も、死刑が依然として存在し続け、革命の進展につれて前にも増して執行されたことで、ベッカリーアは苦しい失望を体験した。

一七九四年一月二八日に、五六歳でベッカリーアは卒中のためにミラノで没した。彼の「犯罪と刑罰」出版百年を記念してミラノに銅像が建てられた。さらに二百年後一九六四年にドイツ刑事政策協会はベッカリーアの名にちなんだ賞牌を内外のベッカリーア研究者に初めて授与した。

ベッカリーアの「犯罪と刑罰」を評価する場合に、この著作を、当時の厳しい検閲や処罰の虞れをもとめせず、自らのことをかえりみずに犯罪者の人権を擁護しようという著者の綱領宣言の文書であると考えすることは正しくないであろう。ベッカリーアは、著作者として匿名にした理由を述べたモルレあての手紙の中で、「私は、迷信がかきたてる鉄鎖の音、真理の嘆息を締め殺す狂信の叫び声を聞きました。この身の毛もよだつ光景に直面して、幾度か私は真実の光を雲の中に隠すことを決心したのです。私は、犠牲者にならないようしながら、人間を擁護したかったのです。」と率直に告白している。

ベッカリーアの著作は、犯罪や刑事裁判や死刑執行の現実と直接に実務的に取り組んで書かれたものではない。彼が、何かある具体的事件について、有罪とされた者の運命を思って、自

ら人間として心を痛めたという事跡は全くない。彼が、ミラノの刑事施設カサ・ディ・コレチオーネ建設（一七七八年）について寄与したという証拠も全くない。イギリス人ジョン・ハワードが、一七七八年にミラノを訪れたとき、フィルミアン侯や多分アレッサンドロ・ヴェルリには会見しているようだが、ベッカリアとは会っていない。

ベッカリアの考え方は、一七世紀のイギリス経験論や感覚論と一八世紀のフランス啓蒙主義の影響をうけて、功利主義的・啓蒙絶対君主主義的福祉国家を目指すものであった。ベッカリアの著作は、啓蒙という時代精神の果実である。それは、同志と同調者間における知的切磋琢磨の中で、論説・評論・演説・書簡をとおして成熟した果実である。

ベッカリアは、自己の個人的な平安や経済生活、社会的体面を注意深く顧慮する人であり、公けの政治上の議論よりも、一家の私的な領分に閉じ籠ることを好むのであった。彼は、あのパリへの短期の旅行のほか、見聞をひろめるような外国への旅行を絶えてしなかった。彼は、その大切にしている私生活生活を破壊する心配のない文筆上の名声だけを追求した。彼は、自己の人間の自由の確保についてはまことに慎重であり、自分の設計図を実行に移すにあたっては失敗の危険を十分に避けたいえでのみ不幸な人びとへの同情を明らかにした。彼は、ミラノにおける教授と行政官としての地位を与えられたことで政府当局に感謝し、また啓蒙的絶対君主に対して全幅の共感を有して

いた。

あの一七六四年から、あつという間もないほどに、殆ど全欧州に「犯罪と刑罰」がひろまるといふ幸運に恵まれなかったならば、ベッカリアの名は、とうの昔に忘れ去られていたであろう。彼は、フランス革命の前夜という時代に人権の為に身を投じたのでもなく、壮大な理論体系を完成したわけでもなく、難儀している人びとに現実的に援助の手をさしのべたのでもなかった。ベッカリアの名声は、書齋とカフェハウスの中で得られた彼の文筆上の業績によるのであって、これが、人びとに対し、合理的刑事司法をめぐる議論のために無尽蔵といえるような、また理論的に殆ど如何様にも利用できるような武器庫として、この二百年のあいだ役にたってきたのであった。特に時宜に恵まれて、彼の著作は、ヨーロッパの啓蒙主義に最も影響を与えた人びとを迎え入れることができ、また、現在に至るもなおおのりある議論の対象となり得たのであった。

ベッカリアの作品が注目すべき成果をおさめた理由を明らかにするためには、これにかかわりをもった一七六〇年代以降のヨーロッパの知識人達の社会的構成と交流についての根本的な研究が必要となる。ベッカリアのこのみより多い著作が受容されてゆく経緯には、フランス・ドイツ・イギリス・ロシア・スイスにおける、また一八世紀後半のハプスブルグ家領における、啓蒙主義者の結社・知識人のクラブ・読書会・フリーメーソン組織が、社会的・歴史的に、緊密に関係している。ベッカ

資料
リーアの著作は、こうした情況のもとで、著者の個人的手を離れ、たちまちベストセラーとなり、支持者たると反対者たると

を問わず、その精神的共有物となったのであった。

(西山雅明・西南学院大学)

ギュンター・クロイプル

『社会・個人・犯罪』——ベッカリアの犯罪学的見解——

一、ベッカリアは犯罪学の祖か？

全体的な大量現象である犯罪行為、その原因及び防止についての学問がまだ存在していない時代の犯罪学上の思想について問うことが許されるであろうか。答はイエスである。それは、この精神史が、今日の犯罪学の理解に対して、従来考えられ、そして留保されていた以上に実りある基礎をもたらすからであり、また、我々のマルクス、エンゲルスの見地からも、さらにロンブローゾにおけるブルジョア犯罪学の見地からも、国民の知識と価値を前進させることにより唯物論的な立場の生産性を引き出し、他方、従来の認識に照らして人類学（人間学）的な理解の限界を明らかにするために、これまでの精神史の停滞が深く問い直されなければならないからである。

犯罪学の体系的で完全な歴史的記述は存在しない、というフ

リッツ・ザックの主張は二つの方向で妥当である。「誤解された犯罪学史」という彼の言葉は、犯罪学は一九世紀末の三〇年間にイタリア「実証主義」学派によってまず基礎づけられた、という従来のブルジョアの理解に関することである。彼は「実証主義学派の理論的な貧困さと狭さ」と比べて「その（ベッカリアの）時代の社会的・国家的な現実の印象深く永続的な経験と知見」を、そして「政策と学問、犯罪学と解釈学、犯罪学と刑法の分離によって独自の領域を取り戻そうとする犯罪学の不毛性」を正しく把握している。

史的唯物論的な犯罪学の理解はそのような分離にまさに反対する。しかし、この関係は実際今まで歴史的にというよりはむしろ論理的にのみ片づけられてきた。このことはある程度学問の発展経過によって説明できる。

マルクス主義犯罪学は、その初歩的段階において、まずは論

理的・理論的な基本的立場を形成しなげなければならない。それは、高度の抽象的段階の上に成り立つものであり、現実の社会的な発展の過程の中で具体的なものへとなっていく。このプロセスの中に我々はいる。それは、歴史を集中的に作り上げる必要があると同時に、当然考慮されるべき連続的、人的、文化的な要素に關してもまたそうすることが可能であるということ認識させる。この確かに魅力的な時代を漠然と美化することから守られると同様に、当時の認識の限界についての余りに単純化された強調から守られるためには、時代精神の中へ立ち入って考える労苦、したがってまたその中に反映されている事実についての深い知識を要求する。そうした時に初めて、古典主義者の唯物論的な理解や今日の社会主義社会の精神と実務の中にみられる多くのこうした立場を弁証法的に止揚することができるのである。また、止揚しようという一般人の評価を擁護し、発展させることによって、この社会主義社会は歴史的に優越するものだという魅力を現実にとりあげ、こうした主張を克服することができるのである。

その際、ベッカリアを犯罪学の祖に選ぶかどうかはそれほど重大ではない。確かに、啓蒙主義の他の指導者たちの（犯罪学も含めた）社会理論上の思想を彼が広範に継受していること、並びに、特定の問題に限定され、非体系的で、理論的というよりは散文的である犯罪学的な特徴をもった彼の主張にかんがみると、一義的にベッカリアを犯罪学の祖と呼ぶことはできな

いかかもしれない。しかし、彼の主張は、歴史的な進歩に向かつて突き進み、もはや退歩することを許さない認識と問題の提起だったのである。

二、司法と社会的現実

ベッカリア自身は、その著『犯罪と刑罰』（一七六七）の中心問題として、直接的には刑罰政策と刑事立法の問題を理解していた。これはモンテスキューの『法の精神』（一七四八）に倣ったものであり、そうすることは当時の法律上及び司法上の状況を現実的に改革しようという欲求に答えるものであった。行為の原因についての問題ではなく、完了した行為、その評価、刑罰権、刑罰の方法や程度や均衡、刑事手続における行為者の地位、手続の威厳や法の確実性、手続の明確さが前面に出されていた。このことについてもまた彼は当時の精神史の軌道にのっていた。彼は、市民的・合理的な自然法の伝統に立っていた。その自然法は、構造や価値が人間の欲求と理性の性質から説明されるところの社会の中で初めて実務へと移されるものがあり、司法的な合法性によって固定化され、計算可能なものとされるべきものであった。

今日においてもなお、拷問や死刑に反対する彼の主張が、進歩性についての的確な証拠として最初に挙げられる。これは、ホンメルにとっては大いなる感激であったし、カントやヘーゲルにとってはベッカリアに対し名指しで議論をする契機と

なった。マルクスは死刑に関するこの論争を利用して、カントとヘーゲルに有名な疑問を提起している。それは「もし人間が、現実的な動機をもち、また自分の行動を余儀なくする多数の社会的な関係をもつ個人の代わりに、『自由意思』という抽象物をおくとすれば、自分自身をだますことにならないか？」という質問である。別の問い方をすれば、この現実的かつ社会的な関係はどのような役割を果たすのか、そしてそこから生じる動機はどういう役割を果たすのか、ということになる。——これは、犯罪も法も同じく究極的にはそれに起因するところの、社会的な生産と個人的な行動と生活関係についての問いである。この唯物論的に基礎づけられた質問は当時の精神に過大な要求をすることになった。確かに、こうした生産関係と生活関係の現実的な形成はまだなされていなかったし、当時、理論的かつ方法的認識段階も説得的な答えを用意していなかった。だがこの点で、ベッカーの著作の中には、これまで考えられていたよりもはるかに多くのことが発見される。

ベッカーの本が発表されて二年経ってから、スイスの啓蒙主義者イザーク・イゼリンは、モーゼス・メンデルスゾーンに宛てた手紙の中で、この本に最初含まれていた私有財産の権利を疑問視する主張について懸念を表明している。また、今世紀の中頃ラートブルッフが当時の精神的な環境について分析した見解によると、彼は、ベッカーが社会的な共同体 (Gemeinschaft) として社会 (Gesellschaft) を論じることの関

連を社会主義概念にまで導いている。この把握の結論は間違いなく根拠のないものであるが、ベッカーのこの勇氣ある問題提起は疑問として残されよう。

社会の事情さらにその基盤に向けられた批判的な視座は、彼の著作が後世へと継受される際に、少なくともドイツにおいては、背後へと後退していった。ホンメル の注釈書の中に、多くの社会的な不平等、不公正、貧困についてのベッカーと一致した強烈な叙述が見いだされるところでも、古典的なドイツの法哲学においては、この関係は自由意思という抽象物の中へと著しく後退させられている。この抽象化は、確かに現実的な個別化と、市民社会との関係における個人の自己決定の増大の反映でもあった。このことは、カントによる、社会契約的に基礎づけられた国家の法としての刑罰の根拠づけを説明する。彼は、この点において、現実の社会的な状態を極めて抽象的に映し出していた。したがって、カントはベッカーの継受をほとんど反映しておらず、その刑罰理論はベッカーの結論に従ってもいないのである。

ベッカーが、哲学的・社会理論的見解、特にフランスの啓蒙主義者のそれを継受しているということは、この時代の相互に影響をもった交流の強さの反映であるが、他の側面においては方法論上の弱点が存在し、自らの理論的視座とは無関係に、社会的な現実の経験と一般化をもちこんでいる。したがって、もし今、ベッカーの理論的な出発点である論理から犯

罪の被決定性と予防についての思考を包括的な観点に立って整理しようとする、およそ次の三つの面に区別されると思われる。第一に、出発点となった自然法的な社会モデルと全社会的な現実性との関係。第二に、個人と社会の現実の内的な関係。第三に、犯罪者としての各個人。この区別はベッカリア自身が意識的に行っているわけではないので、関連と経過がしばしば隠されてしまうのである。

三、社会、個人、犯罪者

出発点において、ベッカリアは周知の社会契約モデルを採用した。その際、社会契約上確定された国民としての自由に対して、自然的自由の中の個人をより強調するという彼の特異な考え方は、確かに興味深い。このことが、ベッカリアをして、国民の政治的・司法的な存在形態において人間を考える前に、自然人の現実の関係に直接的に目を向けさせることとなった。その後、彼はこの社会契約的なモデルを捨て、社会の現実の猛烈な批判を行うようになった。このモデルを捨てようというベッカリアの意図は、私有財産が事実上自然法により根拠づけられるのか、あるいは社会の財産が根源的なものとして、また人間的なものとして、歴史的に証明されるのか、という曖昧な形で示された彼の根本問題に結びついていくように思われる。ただし、これについてのより深い考えを証明することはできない。彼の著作の中では、それは疑問として差し挟まれた注

釈の性格をもっているに過ぎない。主要な叙述の中では、彼は、それではなく、従来通りの社会契約の思考形態に従っているのである。だが、少なくとも、このような思想的背景が、社会契約モデルの長所とは相対的に独立して、社会批判への彼の意図を証明するように思われる。

ベッカリアは、手本であるモンテスキューと同じく、個々ばらばらの人間の存在という自然法的な視座を出発点とした。他人の財産を得ようとする自然で感覚的なその人間の欲望は、社会契約によって、従って合理的な法によって制御されねばならなかった。しかしながら、自然状態の概念に関しては、自然状態での平和な人間というモンテスキューの肯定的な概念ではなく、むしろホッブスに従い、それを発展させることによって、人間の社会的地位とは独立した刑罰の同等性を導き出している。——自然状態においては平等と自由のうちに生きていた人間は彼らの勤勉さに従って分化されはじめた。それによって栄誉や富に差異が生じるが、彼らが同一の法典に服従しているかぎり、それは法に合ったものと見做されうる（第二章）。彼は、この点で明確に、法律的な平等という条件の下で自然に生まれしてきた社会的不平等を正当なものとして承認しているのである。

ところが、著しい社会的不平等と不公正な権力構造が、社会契約モデルから受け継いだ社会表象の枠組を彼に乗り越えさせることとなった。ベッカリアが、個々の犯罪者を、その行為

によって、社会と彼との現実的関連の中で見なければならぬ、
 としているところでは社会批判的意図が浮かびあがっている。
 例えば、彼はその序文の中で次のように書いている。「理性的
 な法律は、国家の少数の者に可能な限りの権力を与え、その他
 の者には困窮と悲惨さをもたらそうとする者の試みとは矛盾す
 る。それゆえ、何が幸福な生活と自由をもたらすかということ
 は、多くの者にとって曖昧にされ、隠される」。確かに、この主
 張の初めの部分については、究極的に国家と法を条件づける、
 個人の物質的な生活の節制、そして分業と私有財産によって決
 定される生産形態と交換形態に対する批判がある。しかし、何
 世紀にもわたって生成してきた商品関係の形態は、社会経済的
 生産様式の当時の自然史的序列の中ではまだ認識されていな
 かった。個人は、人間としての性質上、自立的で平等なもので
 あり、そのため、この多くのばらばらの個人の正しく形作られ
 た組織、しかも政治的、司法的な社会契約の形態における組織
 が必要だと考えられた。そこで、初めは「全体の混沌とした表
 象」、すなわち自立的な個人の総和としての国民という立場に
 立ち、そしてその組織は個人の性質から導き出すことができた
 が、それは、自然史的に生成した歴史的、具体的な社会関係の
 社会経済的な組織ではない。この社会関係のブルジョアの形態
 は、その本質的内容を個人、社会性、国家及び法を規定する商
 品関係から受け取るのである。

この関連づけははっきりとはおこなわれなかったが、社会の

中での個人の現実の生活上の地位という次元で繰り返し言及さ
 れている。そして、それは、ベッカーが一定の犯罪とその
 目的にかなった処罰及びその予防を原因と関係づけるとき、輝
 きを放つのである。それは極めて興味深く、重要な結びつけで
 あり、また、古くからのタリオ思想を明らかに超越するもので
 あり、後のカントやヘーゲルよりもより現実的な処罰の導出な
 のである。

ベッカーは、嬰兒殺の例に関心をもち、一定の犯罪に対
 する解明と、ある程度は理解も求めている。「私の見地は、これ
 らの犯罪から受けるであろう、正当な嫌悪の念を減らすことで
 はない。私はそれらの原因を示そうとするのであり、ここから
 次のような普遍的な結論を引き出すことが正当であると信じて
 いる。すなわち犯罪を予防するために、そして災いの根源をふ
 さぐために、∴法律があらゆる方法を用いないうちは、∴残酷
 な刑罰が正当であると言うことはできない」(三一章)。他の箇
 所にはさらに短く述べられている。「犯罪を予防することは、
 すでに行われたことを罰するよりも優っている」(三七章)。こ
 こでも同様に、彼は、よりよい立法者は刑罰を科することより
 犯罪を予防することに配慮する、というモンテスキューの原理
 に従っているのである。

しかし、ベッカーが最後に抽象的な行為者とその犯罪的
 な行為に目を向けたときには、個人に行為を余儀なくさせる社
 会的な視座は目立たなくなっている。そうなると、個人はばら

ばらのものと考えられ、その犯罪は理性によっては制御されない本性的な感覚によって説明される。「快樂と苦痛は、知覚をもった生物にとっては、あらゆる行動の原動力である」(六章)。これは当時の唯物論的な感覚主義の簡略化された定式であるが、これによれば、立法者は、活動の言動力としての人間の情動を認識し、公共の利益のためにそれに影響を及ぼさなくてはならない。「人間を絶えず情欲や欲望へとかりたてる力は重力に似ている。それは、人間がそれに対置するところの障害による以外の何物によっても阻止することはできない。∴ 刑罰は、政策的な障害物であり、人間に行動の原因、すなわち感覚や情動を捨てさせることなく、エゴイズムや欲望の性向を衰えさせ、そしてその結果の有害性を防止するためのものである。感覚や情動は人間にとって切り離せないものであるから、それらを捨てさせようとするは無駄であろう」(六章)。このような説明はホッブスにすでに見ることができたが、それは、一九世紀への転換期においては(特にドイツにおいては)、まだそれほど発展してはいなかった。

四、犯罪の社会的、刑法的予防

ベッカリアは、犯罪の予防についての自らの考えをシステム的に展開することはなく、その度ごとに具体的な主題によって(特に個別的な犯罪行為について)展開した。特に予防の必要性についての問題では、政治的、法的なメカニズムが前面に

出されている。

彼によれば、まず初めに賢い立法者がいて、その次に啓蒙的な形態の教養や教育が続くことになる。彼は、「教養」を通じて、立法者が犯罪の主観的な原因としての情動並びに社会契約の長所を理解することを期待した(四二章)。

また、社会的な不正との関連では印刷術に対する多大な期待がかけられている。「いまわしく残忍な犯罪を減らし、我々の祖先において少数者を虐待し権力者を暴君にするという悲惨な状況を終わらせたのは印刷術である」(五章)と彼は述べている。

教育については、ほんのわずかしか述べていないが「その本質上ブルジョワ的な体制の中心にあるものと最も密接な結びつきをもつ事柄」であり、また「最も確実で同時に最も難しい手段」であるとする(四五章)。

そしてまた、ベッカリアは、一定の犯罪について非常に実用的な形態をあげている。例えば、彼が公的な平和の侵害について言及するときには、公的な照明や夜警を最善の手段とし、幼児殺については捨て子の養護施設を推奨している(三一章)。

こうした「法政策的、刑法的な予防の要請」についての彼の叙述は、歴史的に擁護するに値する、かなりまとまったイメージの前提条件を含んでいた。それは、歴史的に新しい法形態として、より高度の合法性や社会的機能そして全般的な魅力を証明するために、社会主義法の中で止揚され、保障され、発展させられねばならない。

著者ギュンター・クロイプルは、イェナ大学の国家と法の科

学部、犯罪学講座教授（執筆当時）である。

（森尾 亮・九州大学大学院）

ゲルハルト・ダイムリンク

「ベツカリーアの著作における予防思想の社会批判的視座」

ベツカリーアはまず当時のヨーロッパの司法制度に対する批判者として著名であるが、彼をこのように理解するだけでは十分とは言えない。ベツカリーアは、法政策や刑事政策の問題に取り組み犯罪予防のための包括的な諸提案を行った近代最初の刑罰理論家の一人である。しかし、このように、刑事予防を推進した人として彼を評価するということは、彼が「政治的算術」という蓋然性の計算を用いて犯罪を生ぜしめる錯綜した社会を支配可能にすべき必要性を認識していた、ということから導かれるのではない。彼の刑事予防プログラムは犯罪の成立に關する經驗的に反証可能な前提に基づくものではないし、彼の著作が犯罪原因究明の視座を方法的に提示しているとは言えないからである。また、そうした評価は、ベツカリーアが、死刑の「利点」を考慮して自らの犯行を合理化する強盗人の独白を反駁する際に、犯罪現象を社会批判的に考察する仕方に近い

見解を表明している、ということから導かれるのではない。そこで彼の関心事は、終身奴隸刑のもつ威嚇作用に着目して、一時の苦痛としての死刑の無益性と無限の恐怖としての自由刑の有益性を論証することであったと言えよう。確かに、彼の批判は、主として、「拙劣な」立法に対して、秘密の裁判手続や恣意的な逮捕勾留に対して、拷問や死刑に対して向けられたものであった。しかしながら、『犯罪と刑罰』の終わりの方で啓蒙君主への刑事政策的助言として展開されている犯罪予防のための諸提案は、彼の司法批判・国家批判・社会批判の締括りとみなし得るものである。

ベツカリーアは、自由刑の有益性を説く彼の論理からも明らかのように、かなり悲観的な人間像、即ち、感覚的制裁によってのみ制御できる「人間本性の腐敗」を立論の基底に据えて体制批判を開始している。彼によれば、刑罰とは、「あらゆる人間

のもつ専制的精神」が前法律的ないし非法律的状态のカオスに陥ることを防ぐ「感知可能な契機」であった。言い換えれば、万人の万人に対する戦いに疲れた人間は、やむを得ず自由を幾らか犠牲にして、一方で私的人格として「残余の自由を安全かつ平穩に享有するため」に、他方で市民として政治的な徳を實現するために、同輩と「契約」し、再び本性上非社会的で孤立した個人が主権者に寄託した自由を奪回できないように「政治的抑止」としての刑罰を法定しなければならなかったのである。

したがって、ベッカリアによれば、法律に違反する者は市民権を失い、私的人格たることを止め、公衆の強制と統制のもと、他者を威嚇する実例として「使役せられる獣」と化するのである。また、市民的法共同体の体制的基礎を攻撃する犯罪に対しては死刑が適用されねばならなかった。オーストリア領ロンバルディアの刑事制度改革のために設立された死刑に関する委員会の一員としてベッカリア他二名が署名した報告書によると、「国家の転覆を招来すべく努力している犯罪者が、投獄や周到な監視にもかかわらず、その者の祖国との繋がりやこの国内部での繋がりのために、なお新たに社会を不穩ならしめ危険を移入する立場にあるとされる場合」には、無条件に死刑が必要ということである。

しかし、他方で、個人は市民的役割の中に埋没してしまうのではなく、社会契約の保護を受けて、例えば、自己の利益を追求したり、学問や芸術に従事したりして、私的生活を営む自由

を保持している。そして、この点の留保がルソーとの決定的な相違であり、主要な刑罰としての死刑に反対するベッカリアの重要な論拠でもあった。市民としてその契約上の義務を履行する者は、「行為それ自体によって生ぜしめられる不都合に配慮すればよく、その点を除けば、法律に矛盾しない一切のことを行い得る」のである。ベッカリアによれば、これは契約社会の存立条件とすべき民衆のための不可侵の政治的命題であった。今やこうして法と道徳とが分断されることになったのである。言い換えれば、当時の刑法が、身分的協同体の解体に伴う各個人の社会的役割の重層化にもかかわらず、依然として全生活領域に貫徹する統一的秩序という虚構から出発していたのに対して、ベッカリアは、市民的・政治的領域は法秩序によって構成され、私的領域は自律的道德によって構成されるという理解から、刑法は前者にのみ関わり、決して後者に関わるのではないという結論を引き出したのであった。

したがって、彼の犯罪予防プログラムは、私的領域における潜在的犯罪者ではなく、「最大多数の最大幸福」の実現を使命としている主権者に照準を合わせて構想されることになったが、何より、このような国民の福祉に責任をもつ主権者を見通した姿勢にこそ、ベッカリアの予防思想の社会批判的・体制批判的視座というものがあるのである。彼の見解では、啓蒙的立法者の指導のもとで法律の支配が行き亘るのであれば、犯罪は、犯罪者にとっても、被害者や社会にとっても、原則として回避

可能な不幸であった。にもかかわらず実際は、刑罰で威嚇される行為を減らす代わりに増やす「拙劣な」立法、言い換えれば、個人の自然的権利を蔑ろにして、市民間の恐怖を高めるのみならず、絶えず矛盾して市民にとっては理解不能な法律を作るといふ非理性的で非啓蒙的な愚かしい立法、更には、容易に買収される裁判官による腐敗した判決、法律により規制されていない刑事手続、及び密告の助長が、犯罪を不可避的に生ぜしめているのである。要するに、ベッカリアによると、教育や有益な知識の伝達によって市民を啓蒙していかないという主権者の問答無用の怠慢が犯罪の発生に貢献しているのであった。したがって、彼は社会的・政治的諸関係の根本的変換、即ち専制主義の廃棄と共和的若しくは啓蒙君主的な法・国家秩序の樹立とを要求せざるを得なかったのであろう。ベッカリアの著作の出現以来、刑事予防プログラムは常に社会政策的な改革要求に結び付けられてきた。そして政策領域全体に浸透する良き社会政策が、最も実効性のある刑事政策であるとみなされるようになったのである。

しかし、問題がない訳ではない。次に、ベッカリアの刑事予防思想の概要を示し、若干のコメントを付け加えることにする。

一、ベッカリアにとって、予防とは「あらゆる良き立法」の主要目的である。なぜなら、「犯罪は処罰するより予防する方が良い」から。彼は嬰兒殺しを論ずる際に、その最も合目

的防止という点に言及し、それは、「徳のマントで覆えない悪徳を増幅する圧政に対して、法律により弱者を有効に保護する」ことであると主張した。刑罰より予防が良いとする命題は確かにモンテスキューやカルプツォフにより既に指摘されていた常套句というべきものであったが、ベッカリアは、「大多数の人間に配分される最大幸福」という巧利主義的幸福哲学からこれを派生させたのである。彼において本質的であるのは、刑罰の適用を「最後の手段」とし、犯罪予防を立法の課題であるとすると新しい思想であった。但し、我々としては、啓蒙的な進歩信仰に由来するかかる予防思想が二百年を経て現代の刑事政策を支配している訳であるが、もはやその実効性に期待することはできないと言わざるを得ない。

二、ベッカリアは不寛容の支配するところでは犯罪が不可能であると考えていた。したがって、彼は犯罪の契機たり得る一切のことを刑罰で威嚇しないように立法者に勧告すると同時に、市民（公的領域）ではなく私人（私的領域）に関わる構成要件については非犯罪化を要求していた。彼は、「寛容論」におけるヴォルテルなど多くの同時代人と共に、逸脱行為を非宗教的に解釈することの重要性を示し、国家（法）と教会（法）、市民の犯罪と「宗教犯罪」とを概念的に区別することによって、ヨーロッパ諸国における価値や秩序の多元主義の始期を画することになったのである。だが、多くの者により「ポスト・モダン」と特徴づけられる今日、一八世紀における寛容の要請の実

現は、正・不正を判断する拘束的価値の崩壊や倫理的指向性の喪失に帰着したのではなからうか。

三、もっとも、ベッカリーアによれば、「良き立法者」は市民に法律を周知せしめて、順法精神を高揚させ、法律によって市民を拘束すべきであった。つまり、「社会契約の永続的記念碑」としての法律が、「正統な社会」の本質的条件を満たすべく、簡潔・明確・理解可能であれば、市民は「自分たちの」国家と一体化できるという訳である。

四、したがって、他方で、ベッカリーアは身分や階級ではなく独立の権利主体としての個人を助成するような仕方では犯罪を予防することを立法者に要求した。個人の権利は社会契約に参加するという各人の決心に基づくからである。当時の平等主義者と歩調を合わせるようにした要求は、ベッカリーアの予防論の方法論的个人主義に相応しいと言えよう。

五、具体的には、啓蒙と自由との普及が犯罪予防の有望な手段であった。ベッカリーアによれば、「無知の暗黒から哲学の光へ、圧政から自由へ」の移行を成就する啓蒙とは、真の認識と有益な知識によって市民の政治的な徳を陶冶することであった。そして、こうして悪に対する防壁が築かれ、公共の福祉が進展するのであるから、良き法律の目的は、学問を奨励し、啓蒙された市民の数を増やすことである。彼によれば、啓蒙された人間は、知識を上手く使って法に忠実に行為することができるから、「君主が国民や彼自身のためになしうる最高の

贈物」である。したがって、また、主権者による学問の要請が間接的な犯罪予防の手段となるのであった。だが、ベッカリーアは、繰り返し「非社交性という根源状態」に落ち込む傾向のある衝動・感情・無意識の破壊力を過小評価していたと言えないであろうか。

六、ところで、ベッカリーアによれば、徳に対する報酬もまた、あまり活用されていないとはいえ、かなり有益な犯罪予防の手段である。一八世紀には、『犯罪と刑罰』を注釈したホンメルがそうであったように、このような理解が一般的であった。しかし、例えばヨハン・アダム・ベルクが指摘したように、徳とは本来決して報酬を受けるようなものではないとも言えよう。

七、結局、困難ではあるが、最も確実な犯罪予防の手段は教育の完成である。ベッカリーアにとって、例えば、拷問や死刑が適用される国家では教育もまた概して粗いというように、また、予防の効果が否定された最悪の場合にのみ犯罪の重さに対応する法定の刑罰が科せられる共和国では市民に法律や祖国への愛が求められるというように、政体と刑事司法と教育との相互依存関係は明白であった。つまり、刑事予防の主要課題は、法律の知識を市民に伝えて、市民を公正さ(Rechtshaffenheit)へと教育することである。ベッカリーアが多くの啓蒙哲学者と共有している教育という点での楽観主義は今日の法学教育の発展を導きはしたが、明らかにベッカリーアは法の知識が法の悪用にもつながり得ることを予見していなかったのである。

資料

総括すると、ベッカーリアの刑事予防思想とは、国家と社会の領域全体を捕捉しつつ、一方で社会的共存のために合目的に創造される平和秩序としての法、他方で生来的に不可譲の権利を授けられている主体の解放、この二つを目的とする近代化戦略の表現であった。——今なお、こうした二重戦略が我々の体制論議を規定しているのである。

(森川恭剛・九州大学大学院)